

八戸市農業委員会 12 月総会議事録

日時：令和2年12月11日（金）13時30分

場所：八戸市農業経営振興センター

出席委員

農業委員 19名中19名

1 番 加藤 浩幸 出	2 番 木村 武美 出	3 番 澤向 敏一 出	4 番 三浦 豊 出
5 番 馬場 豊 出	6 番 阿達 福壽 出	7 番 内沢 豊 出	8 番 籠田 悦子 出
9 番 長根 昭男 出	10 番 赤坂 英夫 出	11 番 狛守 文宏 出	12 番 松橋 剛志 出
13 番 中村 正記 出	14 番 西野 茂雄 出	15 番 明戸 政勝 出	16 番 寺沢 和則 出
17 番 谷地 秀典 出	18 番 橋場 孝 出	19 番 村上 正憲 出	

農地利用最適化推進委員 22名中20名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 出	3 番 河原木 一実 出	4 番 田名部 浩 出
5 番 上村 隆雄 出	6 番 上野 輝彦 出	7 番 赤坂 力雄 出	8 番 田中 忠二 欠
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 出
13 番 橋 由正 出	14 番 梅津 孝敏 出	15 番 磯嶋 榮助 出	16 番 高橋 政典 出
17 番 大倉 喜八郎 出	18 番 金谷 由松 出	19 番 坂 文雄 出	20 番 上明戸 桂 出
21 番 森 庄次郎 欠	22 番 森 光男 出		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、事務局次長（農政 GL）村上 司、農地 GL 川名 雅之、
主幹 才勝 司、主査 菅原 理恵、主事 寺地 圭次

会長

皆様、御案内の時間を少し過ぎておりますが、ただいまから総会を開会いたします。

はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

松橋事務局長

事務局の松橋から御報告いたします。

本日は、田中忠二推進委員と森庄次郎推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

松橋事務局長

それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

令和2年最後の総会になりますが、忘年会がないので、今年1年間の自分の活動を振り返りながら、元気良く憲章を唱和したいと思います。

【憲章唱和】

松橋事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしくをお願いいたします。

会長

本日は大変お忙しい中を御出席いただきましてありがとうございます。今年も残すところ20日余りとなりましたが、今年1年振り返りますと、新型コロナウイルス感染症による様々な行動が制限された年だなあと感じております。平成29年度に農業委員の新制度が始まり3年の任期が満了し、また、2期目が今年7月から始まっているわけですが、三八地区大会をはじめ様々な大会や研修会が中止となったり、親交を深める機会がなくなってしまっていて、新しく委員になられた方々はとても不安な感じを抱いた時もあったのではと感じております。ま

た、市内ではクラスターが発生しておりますが、基本的な予防を徹底して、新しい年が希望の持てる年になりますように願っております。

本日の議事につきましては、今年最後でありますので、慎重に審議をしていただきますようよろしくお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、11 番 狛守 文宏 委員、13 番 中村 正記 委員両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 57 号、別段面積の変更の必要性についてを議題いたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

寺地主事

事務局の寺地より御説明いたします。

総会資料 1 ページ及び A 4 版タテの 1 枚もので右上に参考資料と記載されている農地法令等を抜粋した資料を御覧ください。

農地の権利の取得につきましては、参考資料の上段に記載しております農地法第3条第2項第5号の規定により、取得後の耕作面積の合計が都府県の場合は50a以上なければ許可することができないとされておりますが、カッコ書きに記載のとおり、農業委員会が別段の面積を定め、公示したときは、その面積以上が許可要件となります。現在、当市においては、平成21年12月15日付け八農委告示第1号により、市内全域について別段面積を30aと設定しております。別段面積の設定に当たっては、参考資料の中段に記載しております農地法施行規則第17条第1項の規定により基準が定められており、第1号、設定区域は、自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること、第2号、設定面積は10a以上であること、第3号、設定面積は、設定する面積未満で経営する農家数が、全体の農家数に占める割合の40%を下らないように算定されるものであること、とされております。現在の当市の農家数の状況でございますが、2015年農林業センサスにおける経営耕地面積規模別農家数調では、30a未満で経営する農家数について、全体の農家数に占める割合は約46%となっております。なお、別段面積の変更の必要性につきましては、参考資料の下段に記載しております平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、毎年、その必要性を検討することとされております。

以上のことを踏まえまして、昨年12月総会において御承認いただいたときと状況の変化は見られないことから、現行のままでよいものと思われまますので、別段面積の設定内容の変更は行わず、市内全域、30aとしてよろしいか、御審議くださいますようお願いいたします。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

次に、日程第3、議案第58号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

田名部委員

田名部から報告いたします。去る11月30日、赤坂英夫農業委員と市庁本館地下会議室において、番号33番から35番を調査してまいりました。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条33番

番号33番ですが、調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は65歳以上ですが、娘が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は2km。耕作道あり。受人の耕作地あり。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なしです。農業経験は40年で、地域農業への影響はありません。受人、渡人ともに相続税の猶予を受けておりますが、申請地は適用の対象外です。年金、贈与税の猶予はありません。世帯員は男1人、女3人で、うち農業専従者は男1人、兼業者は女2人です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラック、田植機各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考え

ます。

3条 34 番、35 番

続きまして、番号 34 番と 35 番ですが、受人が同一のため、一括して報告いたします。調査には、受人は本人が、渡人は、34 番は代理人が、35 番は本人が出席しました。両者の関係は、34 番は知人、35 番は兄弟です。態様別は、どちらも売買です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は、どちらも労力不足のためです。申請地の貸付けは、どちらもありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は 65 歳以上ですが、甥が後継者としております。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例は、どちらもありません。通作距離は、どちらも 2 km です。どちらも耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は 10 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等は、どちらもありません。世帯員は男 1 人で、農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、精米機各 1 台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

赤坂（英）委員

赤坂から報告いたします。去る 11 月 30 日、松橋農業委員と市庁本館地下会議室において、番号 36 番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 36 番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は夫婦です。態様別は贈与です。申請理由は、双方からの要望です。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は 3 km。耕作道あり。受人の耕作地あり。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なしです。農業経験は 40 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 2 人で、うち農業専従者は男 1 人、女 1 人です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラック、田植機、コンバイン各 1 台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第4

次に、日程第4、議案第59号、令和2年度第9号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

菅原主査

事務局の菅原から、議案第59号、令和2年度第9号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。総会資料の5ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借8件、使用貸借16件の計24件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手8名、貸し手22名で、利用権設定面積は、合計104,764㎡でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借

するもので、賃借料につきましては、総額年間 30,000 円でございます。

利用集積 2 番

番号 2 番、利用権の種類及び内容は、大豆を作付けするために、3 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 7,000 円でございます。

利用集積 3 番

番号 3 番、利用権の種類及び内容は、ねぎを作付けするために、3 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間 60,000 円でございます。

利用集積 4 番

番号 4 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、水利費でございます。

利用集積 5 番、6 番

番号 5 番と番号 6 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、8 年間使用貸借するものでございます。

番号 7 番から資料 8 ページの番号 24 番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農林業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。

利用集積 7 番

～12 番

番号 7 番から番号 12 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、番号 7 番は野菜を作付けするために、5 年間使用貸借するものでございます。番号 8 番から番号 11 番までは水稻を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号 8 番の字熊堂及び字馬場は 10 a 当たり年間 7,500 円、字野田は 10 a 当たり年間 8,500 円、番号 9 番から番号 11 番までは 10 a 当たり年間 8,500 円でございます。番号 12 番は水稻を作付けするために、5 年間使用貸借するものでございます。

利用集積 13 番

～23 番

番号 13 番から資料 8 ページの番号 23 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、そばを作付けするために、10 年間使用貸借するものでございます。

利用集積 24 番

番号 24 番、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、10 年間使用貸借するものでございます。

公告年月日は、令和 2 年 12 月 17 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長 ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

松橋委員 はい。

会長 はい、松橋委員。

松橋委員 番号3番ですが、面積が3,505.33㎡のうち303㎡で、賃借料が年間6万円と
いうことですが、高いのではないかと。どういことでしょうか。

寺地主事 はい。

会長 事務局からお願いいたします。

寺地主事 この案件は、ハウスでねぎを栽培するということで、ハウス込みで借りて集約
型農業を行うということです。

松橋委員 はい、わかりました。

会長 他にありませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑等なしと認めます。
委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませ
んか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 5
会長

次に、日程第 5、議案第 60 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

赤坂（英）委員

赤坂から報告します。去る 11 月 30 日、松橋委員と市庁本館地下会議室において、番号 31 番と番号 32 番を調査してまいりました。

資料 9 ページをお開き願います。

いずれの案件も、受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5 条 31 番

番号 31 番ですが、調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。転用目的は、太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和 3 年 2 月 1 日から令和 3 年 2 月 26 日。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地周囲にフェンスを設置します。立地条件は、八戸市立日計ヶ丘小学校から西側約 300m に位置し、宅地、原野、雑種地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第 2 種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地の周囲は宅地化が進み、住宅が連たんしている区域に近い農地であるためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

5 条 32 番

続きまして、番号 32 番ですが、調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。転用目的は、太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和 3 年 1 月 11 日から令和 3 年 1 月 30 日。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地西側を盛土して法面に張芝し、法面の下には、雨水の流出防止のための土側溝

を設置します。また、申請地周囲にフェンスを設置します。立地条件は、旧八戸市階上町田代小学校中学校組合立田代小中学校から西側約 40mに位置し、畑、学校用地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は傾斜していることによって雨で土が流れて地力が低下し、作物が育ちにくく、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いからです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

いずれの案件も、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

松橋委員

松橋から報告します。去る 11 月 30 日、赤坂委員と市庁本館地下会議室において、番号 33 番と番号 34 番を調査してまいりました。

いずれの案件も、受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5 条 33 番

番号 33 番ですが、調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。転用目的は、駐車場です。実施計画は、令和 3 年 2 月 15 日から令和 3 年 10 月 31 日。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、申請地を砂利敷きし、申請地東側の一部と北側にフェンスを設置します。立地条件は、八戸市立旭ヶ丘小学校から南東側約 800mに位置し、畑、宅地、雑種地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地の周囲は宅地化が進み、住宅が連たんしている区域に近い農地であるためです。申請地の一部に地上権が設定されていますが、地上権者の承諾済みです。その他の権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。なお、3,000 m²以上の農地転用の案件は農地法第 5 条第 3 項の規定に基づき、総会終了後、青森県農業委員会ネットワーク機構である青森県農業会議へ意見聴取を行うこととなります。

5条 34番

次ページをお開き願います。

続きまして、番号 34 番ですが、調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、親戚です。態様別は、贈与です。転用目的は、敷地拡張です。実施計画は、令和3年2月10日から令和3年3月31日。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財は内沢遺跡区域内ですが届出不要、土地改良区の意見は不要です。周辺に影響を及ぼすおそれがないことから、被害防除措置は特にありません。立地条件は、八戸市立田面木小学校から東側約1kmに位置し、畑、宅地、雑種地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地の周囲は宅地化が進み、住宅が連たんしている区域に近い農地であるためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

いずれの案件も、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 6
会長

次に、日程第 6、議案第 61 号、農地転用事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

西野委員

西野から報告します。去る 12 月 1 日、村上委員と市庁本館地下会議室において、番号 1 番を調査してまいりました。

資料 11 ページをお開き願います。

申請者である事業計画変更後の譲受人の住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は、資料の下段の表に記載のとおりです。申請者は、転用事業者として、資料の上段の表に記載のとおり、太陽光発電設備設置を転用目的に、令和 2 年 8 月 17 日付けで農地法第 5 条の許可を受けていたものです。

変更承認 1 番

調査には、代理人が出席しました。申請の理由は、近年の全国での大雨災害の発生状況等を鑑み、申請地周囲の状況を考慮し、当初の被害防除措置より更に効果が高まる施設を設置して、隣地に被害が及ぶことのないようにするためとのことです。事業計画変更にあたって、譲受人、譲渡人、態様別、転用目的、資金調達計画及び他法令との関連については、当初事業計画からの変更はありません。事業計画変更の内容は、実施計画は、当初は令和 2 年 8 月 25 日から令和 2 年 9 月 25 日でしたが、変更後は令和 2 年 12 月 20 日から令和 3 年 2 月 28 日となります。被害防除措置は、当初計画にはなかった申請地南側の法面を緩やかにするための盛土再整形及び張芝を追加します。さらに、当初計画していた越流防止堤の設置に加えて排水管渠、集水柵及び浸透柵を設置し、雨水の流出に係る隣地への被害防止効果を高めます。これらの被害防除措置を追加したことにより、太陽光発電パネルと申請地周囲に設置するフェンスの配置が変更となります。なお、被害防除措置の追加に伴う費用は、太陽光発電設備の販売・設置会社が負担することです。

調査の結果、事業計画変更の内容は、変更承認の基準に照らし、承認相当と認められますので、承認して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第7

次に、日程第7、報告第53号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

会長

寺地主事

事務局寺地から御報告いたします。この案件は、相続等届出の11月分でございます。資料の13ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

今回の届出は、資料13ページ番号135番から資料14ページ番号137番までの計3件となっております。

相続等135番

番号135番は、権利取得事由は時効取得で、取得した権利の種類は所有権でございます。

相続等136番、
137番

番号136番と番号137番は、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望はございません。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。
以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第8、
日程第9
会長

次に、日程第8、報告第54号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地
転用届出について、及び日程第9、報告第55号、農地法第5条第1項第7号の
規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりま
すので、事務局から報告をお願いいたします。

才勝主幹

事務局才勝から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条、5条届
出の11月分でございます。

まず、4条につきまして御報告いたします。資料の15ページをお開き願いま
す。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでござ
います。

4条22番

番号22番、転用目的は敷地拡張でございます。

4条23番、24番

番号23番、番号24番、転用目的は貸駐車場でございます。

次ページをお開き願います。

4条25番～27番

番号25番、番号26番、番号27番、転用目的は道路でございます。

次ページを御覧願います。

4条28番

番号28番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

続いて、5条につきまして御報告いたします。資料の19ページをお開き願いま
す。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条 113 番 番号 113 番、転用目的は建売住宅 1 棟建築でございます。

5条 114 番 番号 114 番、転用目的は駐車場でございます。

5条 115 番 番号 115 番、転用目的は敷地拡張でございます。

次ページをお開き願います。

5条 116 番 番号 116 番、転用目的は物置 1 棟建築でございます。

5条 117 番、118 番 番号 117 番、番号 118 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

次ページを御覧願います。

5条 119 番 番号 119 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

5条 120 番 番号 120 番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条 121 番 番号 121 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条 122 番 番号 122 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

5条 123 番 番号 123 番、転用目的は通路でございます。

5条 124 番 番号 124 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

次ページを御覧願います。

5条 125 番 番号 125 番、転用目的は建売住宅 3 棟建築でございます。

5条 126 番 番号 126 番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条 127 番 番号 127 番、転用目的は資材置場でございます。

次ページをお開き願います。

5条 128 番 番号 128 番、転用目的は敷地拡張でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長 ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第 10

次に、日程第 10、報告第 56 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知につ

会長

いてを議題といたします。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

寺地主事

事務局寺地から、御報告いたします。

資料の 25 ページをお開き願います。

届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18 条 10 番

番号 10 番につきましては、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

18 条 11 番

番号 11 番につきましては、農業経営基盤強化促進法に係る解除条件付き賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

通知年月日は、令和 2 年 12 月 17 日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(協議案件、その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後2時15分)